

# 公共下水道の供用(使用)開始について

4月1日に上河原地区(一部を除く)が新規に供用(使用)開始となる予定です。

供用開始後は、生活環境を改善するために、トイレ、台所、風呂などの排水を公共下水道に流すことが義務付けられます。早期の接続をお願いします。

接続のための宅地内の工事は、自費となります。また接続工事は、松伏町排水設備指定工事店以外では行うことができませんので、ご注意ください。

指定工事店の一覧は、町ホームページ、くらしの便利帳をご覧ください。

## ■受益者負担金について

供用開始区域の土地所有者には、下水道が整備されていない区域との不公平を軽減するため、公共下水道工事費の一部として、土地1㎡当たり650円の受益者負担金がかかります。4月下旬から、お支払のための申告書を送付します。必要事項を記入の上、返送してください。納付書は7月上旬に送付する予定です。

## ■舗装復旧工事について

6月から、舗装復旧工事を行う予定です。



## 正しく使おう！みんなの下水道

皆さんの生活を快適にするために、下水道を正しく使いましょう。  
また、公共下水道に接続していない方は、早期接続をお願いします。

### 流してはいけないこんな物

- ▶野菜くずやご飯の残りは、つまりの原因となりますので流さないようにしましょう。
- ▶天ぷら油やサラダ油の廃油は、下水道管の中で固まり、管をつまらせたり、処理場の働きにも悪い影響を与えますので流さないでください。
- ▶合成洗剤は、処理場の働きを低下させたり、泡立ちのもとになったりしますので適量を使用しましょう。
- ▶水洗トイレには、必ずトイレットペーパーを使いましょう。水に溶けない紙(ティッシュペーパーなど)、紙おむつ、タバコ、ガム、髪の毛などを流すとつまりの原因になります。
- ▶有害物質や危険物は、絶対に流さないでください。
- ▶排水口や宅内桧に、土砂、セメント、木片、廃油、灯油、ガソリン、薬品などを流さないでください。つまりや、爆発の原因となります。

